

神戸市障害者福祉ホーム事業補助金交付要綱

平成 18 年 9 月 29 日制定

神戸市保健福祉局長決定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市障害者福祉ホーム事業の適正かつ円滑な運用を図るため、補助金交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる障害者福祉ホーム事業者は、神戸市福祉ホームの設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年 12 月条例第 54 号。以下「基準条例」という。）に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たす社会福祉法人等の団体で、次条の規定に基づき地域生活支援事業者の事業者として神戸市の認定を受けたもの（以下「認定福祉ホーム事業者」という。）とする。

(認定福祉ホーム事業者の認定)

第 3 条 認定福祉ホーム事業者の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別に定める申請書により市長に申請しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定福祉ホーム事業者の認定を行わない。

- (1) 申請者が、基準条例に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準を満たしていないとき。
- (2) 申請者が、法人で、その役員又はその福祉ホーム事業所を管理する者（以下「役員等」という。）のうちに、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (3) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。
- (4) 申請者が、法人で、その役員等のうちに、労働に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者のあるものであるとき。

(認定福祉ホーム事業者の認定の更新)

第 4 条 認定福祉ホーム事業者の認定は、市長に対し 6 年ごとに認定の更新手続きを行わなければならない、その期間の経過によって、その効力を失う。

(補助対象事業及び補助対象経費)

第 5 条 補助金の対象となる事業は、次の各号のいずれにもあてはまるものとする。

- (1) 現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障害者の地域生活を支援することを目的とするものであること。
- (2) 家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害者（常時の介護又は医療を必要とする状態にある者を除く。）を対象者とするものであること。
- (3) 利用者と認定福祉ホーム事業者の契約により利用するものであること。
- (4) 管理人が次の業務を行うものであること。

ア 施設の管理

イ 利用者の日常生活に関する相談及び助言

ウ 福祉事務所等関係機関との連絡及び調整

2 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- (1) 管理人の人件費（給料等）
- (2) 需用費（消耗品費、修繕費等）
- (3) その他市長が必要と認めるもの

（補助金対象利用者）

第6条 この補助金の対象となる利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 福祉ホーム入居前の居住地が神戸市内であった者
- (2) 福祉ホーム入居前に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設、法第5条第11項に規定する障害者支援施設等（以下「施設等」という。）に入所していた者については、施設等（継続して2以上の施設等に入所していた者については、最初に入所した施設等をいう。）への入所前の居住地が神戸市内であった者

（補助金の額）

第7条 補助金の額は、次のとおりとする。

- (1) 神戸市内の認定福祉ホーム事業者については、別表に定める基準額とする。
 - (2) 神戸市外の認定福祉ホーム事業者については、別表に定める基準額とする。ただし、補助金額の算定について、当該認定福祉ホーム事業者の所在地を所管する市町村又は都道府県と神戸市又は兵庫県の間に別に申し合わせがある場合には、それに準ずることができるものとする。
- 2 福祉ホームが年度の途中でその事業を開始し、又は廃止したときは、開始又は廃止の月を含めた月割額により算定するものとする。
- 3 前2項の規定により算出した交付額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第8条 前条の補助金の交付を受けようとする認定福祉ホーム事業者（以下「申請者」という。）は、神戸市障害者福祉ホーム補助金交付申請書（様式第1号）を市長が指定する期日までに提出しなければならない。

2 申請者は、前項の申請にあたっては、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 神戸市障害者福祉ホーム補助金所要額調書（様式第2号）
- (2) 神戸市障害者福祉ホーム事業計画書（様式第3号）
- (3) 収支予算書

(補助金の交付決定及び通知)

第9条 市長は、前条による申請内容の審査及び必要に応じて実地調査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは神戸市障害者福祉ホーム事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 市長は、前項の通知に際して、当該補助金の交付の目的を達成するために必要があるときは、条件を付することができる。

(補助金の請求及び交付)

第10条 前条により交付決定した補助金は、同条により通知を受けた申請者（以下「補助決定対象者」という。）の請求に基づき、各年度の5月末までに一括して、概算払いの方法により交付するものとする。

2 補助決定対象者は、前項にて支払われる補助金を、神戸市障害者福祉ホーム事業補助金交付請求書（様式第5号）により市長に請求するものとする。

(年度途中の事業実績報告)

第11条 補助決定対象者は、市長から求められたときは、年度途中の事業実績を市長から指定された方法により報告しなければならない。

(年度終了時の事業実績報告)

第12条 補助決定対象者は、当該年度の事業終了後速やかに次の各号に掲げる書類を作成し、市長に提出しなければならない。

- (1) 神戸市障害者福祉ホーム事業実績報告書（様式第6号）
- (2) 神戸市障害者福祉ホーム事業補助金精算書（様式第7号）
- (3) 障害者福祉ホーム年間在籍者数報告書（様式第8号）
- (4) 収支決算書

(補助金の交付決定の取消等)

第13条 市長は、補助決定対象者が次の各号の一に該当すると認めたときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができるとともに、補助金が既に交付されていると

きは、その返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(補助金の精算)

第 14 条 交付した補助金は、第 12 条により提出された書類に基づき精算するものとする。

(変更、中止、廃止の届出)

第 15 条 補助決定対象者は、補助金交付の決定後に当該事業計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(帳簿の備付け)

第 16 条 補助決定対象者は、補助対象事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、収入及び支出について証拠資料を整理し、事業終了後 5 年間保存しなければならない。

(事業の報告及び監査)

第 17 条 市長は、必要に応じて補助決定対象者に補助対象事業の報告を求め、又は補助対象事業について監査を行うことができる。

(認定福祉ホーム事業者の利用契約に係る責務)

第 18 条 認定福祉ホーム事業者は、利用契約を締結する際は、あらかじめ、利用者に対し、当該事業所の運営規定の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情解決の体制等の重要事項について、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、文書を交付して説明を行わなければならない。

2 前項の規定は、利用者と利用契約を変更する場合に準用する。

(認定福祉ホーム事業者の認定の取消し等)

第 19 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該認定福祉ホーム事業者に係る第 3 条の認定を取り消し、又は期間を定めてその認定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 基準条例に規定する福祉ホームの設備及び運営に関する基準に従って運営できなくなったとき。
- (2) 法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (3) 補助金の請求に関し不正があったとき。

- (4) 認定福祉ホーム事業者又はその従業員その他障害者福祉ホーム事業に携わる者が、第 17 条の規定による報告を求められてこれに応じず、又は監査に協力しないとき。
- (5) 認定福祉ホーム事業者が、不正の手段により第 3 条に規定する認定を受けたとき。
- (6) その他市長が必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により認定の取消し等を行ったときは、当該認定福祉ホーム事業者に対し、文書で通知する。

(施行の細則)

第 20 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、福祉局長が定めるものとする。

附則

この要綱は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 19 年 7 月 3 日から施行し、改正後の別表は、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 20 年 7 月 17 日から施行し、改正後の第 5 条、第 6 条及び別表は、同年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 8 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する

附則

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する

〈別表〉

神戸市障害者福祉ホーム事業補助基準額表

施設種別	基 準 額（1カ所あたり）	備 考
身体障害者福祉ホーム	1. 管理人に対する経費及び修繕費等 （1）施設定員5～9人の場合 年額 $3,216,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$ （2）同10人～19人の場合 年額 $3,833,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$ （3）同20人～29人の場合 年額 $5,068,000 \text{ 円} \div 12 \text{ 月} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$	
知的障害者福祉ホーム	1. 管理人に対する経費 月額 $216,580 \text{ 円} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$ 2. 補修費 月額 $7,350 \text{ 円} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$	1, 2の合計額を月額基準額とする。
精神障害者福祉ホーム	1. 管理人に対する経費及び修繕費等 月額 $227,670 \text{ 円} \times \text{利用者月数} / \text{定員}$	
1. 端数処理は千円未満切捨てとする。 2. 利用月数は、当該年度における各月1日付けでの入居者の合計月数とする。		